

「第三期 飯山市子ども・子育て支援事業計画」の概要について

1 趣旨・位置付け

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とする「第二期 飯山市子ども・子育て支援事業計画」を基に、各施策の取組み状況を検証し、社会情勢の変化や少子化進行、それに伴う育児環境のニーズの変化に対応するため、「第三期 飯山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「第三期 飯山市子ども・子育て支援事業計画」は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の計画期間とし、飯山市第6次総合計画との整合を図りつつ、飯山市の子ども・子育て施策に関する基本理念や基本的事項を踏まえ、施策の目標・方向性を定めています。

2 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

3 計画の基本方針・基本的視点

【基本方針】

「妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援が充実し、『飯山市で子どもを産み育てたい』と思える安心と未来への希望が広がるまちの実現」を基本方針とします。

【基本的視点】

以下の3点を基本的視点として取り組みを行います。

◇子どもの健やかな成長

未来を拓く子どもたちのひとり一人の健やかな育ちを支える幼児教育・保育の推進

◇安心できる子育て

「飯山市こども女性家庭センター」「飯山市子ども館」を拠点とした切れ目のない子育て支援体制の強化

◇地域ぐるみの子育て

多様な主体が参画する、地域における支え合いの子育て支援の推進

4 子ども・子育て支援施策の展開

(1) 事業体系

- ① 幼稚園、保育園、認定こども園等による幼児教育・保育の提供
- ② 子育て支援センター、一時預かり、放課後児童クラブ、利用者支援事業等、地域課題解決のための事業の整備・充実
- ③ 相談体制の強化充実、保護者負担の軽減、少子化対策等、多部門連携による事業の展開
- ④ 新規の取り組みとして、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や産後ケア事業など、現在のニーズに即した柔軟な制度の設計

(2) 子育て支援事業の保護者ニーズに基づく、事業量の確保

本計画では、保育所の適正な規模・施設整備を検討し、地域特性に応じた量の確保を図り

ます。また、父親の育児参加促進や育児休業を取得しやすい環境整備など、保護者ニーズに応じた事業改善を進めます。

5 計画の推進体制

施策の進捗状況、成果の検証：

第三期計画においても引き続き、「飯山市子ども・子育て会議」において毎年進捗状況を検証・評価し、柔軟な改善を図ります。また、制度変更や社会状況の変化、保護者の要望の変容に対応するため、必要に応じて施策全体の随時修正を行い、より実効性のある事業計画を管理・運営します。